

令和6年度 一般会計歳出 第6款1項2目 12節 委託料

受付 番号	種 目 番 号 —	連 絡 先	委託担当 こども青少年局青少年育成課	ふ り が な わ く い 担 当 者 名 涌 井 T E L 671-2324
----------	--------------	-------	-----------------------	------------------------------------------------

設 計 書

- 1 委 託 名 _____ 寄り添い型生活支援事業に係る課題調査・検討業務委託
- 2 履 行 場 所 _____ 仕様書のとおり
- 3 履行期間
又は期限 期間 令和6年4月1日 から 令和6年12月31日 まで
 期限 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 (1) 調査項目の設計
(2) アンケート調査
(3) 個別ヒアリング調査
(4) 課題の整理
(5) 方向性の検討
(6) 会議の実施
(7) 報告書、報告書概要版の作成

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量 (概算数量)	単 位	単 価	金 額 (概算金額)
合計					

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額
 ※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

委 託 代 金 額

.....

内 訳 業 務 価 格

.....

消費税及び

地方消費税相当額

.....

内 訳 書

種目・種別・細別・形状寸法	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 調査項目の設計	1	式			
2 アンケート調査 (集計・分析)	1	式			
3 個別ヒアリング調査	1	式			
4 課題の整理	1	式			
5 方向性の検討	1	式			
6 会議の実施	1	式			
7 報告書、報告書概要版の作成	1	式			
8 管理費	1	式			
小計					
消費税					
合計					
以下余白					

仕様書

1 件名

寄り添い型生活支援事業に係る課題調査・検討業務委託

2 履行期限

令和6年4月1日から令和6年12月31日まで

3 履行場所

横浜市内（個別ヒアリング調査は最大14団体とする。）

4 背景

本市では、寄り添い型生活支援事業（以下、当事業という）という事業を実施しています。

当事業は、虐待、保護者の疾病や生活困窮状態にあるなど、養育環境に課題があり、支援を必要とする家庭に育つ小・中学生等に対して生活・学習支援等を行い、将来の進路選択の幅を広げ、生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるようにすることを目的として実施しています。

事業所は、18区21か所（令和5年度末時点）設置し、送迎を実施するなど支援は充実しつつあります。

対象者は、当事業実施要綱において、①生活保護受給世帯の小・中学生及びその保護者、②現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することのできなくなるおそれのある家庭に育つ小・中学生及びその保護者、③日常生活習慣の形成、社会性育成のための支援を必要とする家庭に育つ小・中学生及びその保護者、④外国語を母語としているなど日本語での学習に支援が必要な小・中学生や、ひとり親家庭の小・中学生のうち、生活困窮や養育に課題がある者及びその保護者、⑤その他、過去に本事業を利用して高等学校等へ進学した者など、福祉保健センター長が本事業による支援を必要と認める者、としており、養育環境に課題のある家庭の児童を網羅的に支援できるようにしています。

なお、当事業実施にあたり、以下のような課題が出てきています。

- (1) 事業実施要綱上の対象者の家庭として列挙されている家庭の全てが対象になるわけではなく、その中において特にどのような状態像の家庭に支援が必要なのか整理できていません。なお、新たに対象者像を設定するうえでは、現在の利用者に影響なく、事業を運営していく必要があります。
- (2) (1)を整理できていないため、市内にどれだけの対象者がいるのか把握できていません。
- (3) 実施場所は、一軒家や共同住宅等で行っており、間取りや広さは様々です。当事業の支援を実施するにあたり、児童1人にどれだけのスペースが適当なのか把握できていません。
- (4) (3)のスペースにおいて、1日何人の利用が適当であり、1事業所当たりの登録定員は何人に設定すべきか整理できていません。
- (5) 当事業はNPO法人等に委託して実施しています。成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入が可能であるのか把握できていません。
- (6) 体験機会充実のため、事業所の外に出での支援も必要だと考えていますが、事業所内での支援効果との違いを表すための実施内容・実施時間・経費等の検証ができていません。
- (7) 送迎について、事業者から次のような意見が多く寄せられています。スタッフ2人体制が難しいこと、運転手の確保が難しいこと、タクシー利用ができないことについて、解決案を提示できていません。
- (8) 事業の効果について、対象者が生活・学習習慣を身に付けることが目標ですが、効果検証として使っているアンケートでは、スキル定着に向けたスモールステップを評価できていません。事業者が感じている効果と違いが生じてしまっています。

- (9) 事業利用者の支援終了の状態像を定めていないことにより、生活習慣の定着状況等に関係なく、特定のタイミングで一律に支援を終了している状況が発生しています。
- (10) 事業実態に合わせた最終アウトカムの見直しを検討しています。

5 目的

「4 背景」を踏まえ、対象者が生まれ育った環境によって左右されることなく、一人ひとりが基本的な生活・学習習慣を身に付け、自立した生活を送れるように必要なときに必要な支援を受けられるよう、支援の充実を図るための課題整理を行います。また、支援を効果的に実施するための手法や方向性等の調査・検討を行うことで、事業所の新規設置基準の設定や事業運営の見直し等を実施し、本市関係部署及び事業実施者との共通認識とすることを目的とします。

6 業務概要

(1) 調査項目の設計【令和6年4月】

「4 背景」において課題と考えている事項を整理できるようにアンケート項目案（最大30問、うち1問は自由記載）を委託者が用意します。受託者は、項目案を確認し、修正提案を行います。

(2) アンケート調査の実施【令和6年5～6月】

項目の確定後、横浜市電子申請システムに質問の設計を委託者が行います。アンケート期間終了後にデータを受託者に提供します。受託者は、データを基に集計・分析を実施します。

対象者※へのアンケートの回答依頼の連絡については、委託者から行います。

※対象者：区役所・こども青少年局の職員及び当事業受託事業者、回答数100人分と想定

(3) 個別ヒアリング調査の実施【令和6年5～6月】

指定する区役所の部署及び当事業の受託事業者（最大14団体）に対して、支援に関する実態や意識等について、1回2時間のヒアリング調査（対面又はオンライン）を行います。ヒアリングにあたっては、特に、対象者のニーズ及び支援の観点から、現状分析と実態・意識の把握を行うことを意識して調査を行う。意見調査の具体的な方法及び対象者については、委託者と受託者の協議により、定めるものとします。また、受託者が、説明資料の作成や議事録作成等を行うものとします。

(4) (2) 及び (3) を踏まえた課題の整理

各種統計調査・国等における制度改正やサービスのあり方検討等の動向も踏まえながら、(2) 及び (3) で実施した分析結果を基に対象者への支援に係る各種課題を整理します。

(5) 課題解決に向けた方向性検討

(4) で整理した課題に対応する有効な支援のあり方、内容を検討する。調査やヒアリングから見た、課題、ニーズを整理し、支援を効果的に実施するための手法や方向性等を分析したうえで、支援の方向性を検討・提案します。支援の方向性の検討・提案にあたっては、政策的及び事業的な視点について考慮することとします。

【政策的視点】

政策・施策・事業の目的や効果の設定、及びその効果を評価するための指標や効果検証方法等に関する検討・提案

【事業的視点】

個別的な視点として、適切な支援を実現していくために必要となる調査の手法・内容・項目、ケースデータの整理・蓄積方法、仮説の検証方法等に関する検討・提案。また、トータル視点として、当事業の支援体制を確保していくための手法等に関する検討・提案

(6) 会議の実施（7月までは月2回実施し、以降は必要に応じて実施）

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で定例会議等を行います。日程調整等は受託者が行います。また、打合せの都度、議事録を受託者が作成することとします。

(7) 報告書及び報告書概要版の作成

調査の結果と分析をまとめ、調査全体の考察を含めた報告書を作成します。

報告書には、次の項目を掲載することとし、掲載内容や体裁等については、委託者と調整しながら作成します。

ア 調査の概要

イ 調査結果を踏まえた考察

ウ 集計の結果（グラフを用いて視覚的にわかりやすい形で表すこと。また、グラフは、白黒で印刷した場合も内容がわかるものとする。）

7 成果品

成果物は次のとおりとします。電子データについては、CD-R等に記録して提出します。

(1) 分析データ

集計・分析結果報告の電子データ

(2) 報告書及び報告書概要版の電子データ

8 納品場所

こども青少年局青少年育成課

9 報告書及び報告書概要版の納品期限

令和6年7月1日（月）

10 個人情報の保護

本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

本契約による事務を遂行するにあたっては、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 秘密の公開の禁止

受託者が、委託業務の履行に伴い、またはこれに関連して知り得た業務上の資料または知識を第三者に漏えいすることを禁止します。

13 委託契約代金

契約金の支払いは、検査終了後適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

14 その他

(1) 本市の政策・事業等について十分に理解し、検討を進めるものとします。

(2) 業務の全部を再委託することはできません。

(3) 受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、横浜市と連絡調整を行うこととします。なお、業務の報告等を毎週行う等、定期的な連絡調整を行うものとします。

(4) 各項目の成果報告期限の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとします。

(5) 成果品については、横浜市に帰属するものとします。

(6) 本業務に関して、委託期間中に打合せ等で必要となる資機材等は受託者が準備してください。

(7) 本市が保有するデータについては、市の統計情報ポータルで公開しています。その他に本市が保有するデータについては、契約締結日以降に可能な範囲で委託者より提供します。

(8) 本仕様の内容は、委託契約締結後に生じたやむを得ない事情により、調査の一部または全部

の実施が困難であると市長が認めるときは、状況に応じて変更する場合があります。

- (9) 本仕様書に定めのない事項については委託者と協議の上指示を受けることとします。
- (10) 契約の履行にあたり、委託契約約款を遵守することとします。
- (11) 複製した紙資料及び電子データがあれば、委託期間満了日までに確実に廃棄・削除することとします。